

「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」

実施の手引き

（令和6年7月版）

目次

1 本事業の趣旨	2 ページ
2 助成対象費用	2 ページ
3 助成対象者	3 ページ
4 助成期間	4 ページ
5 助成の仕組み	5 ページ

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費に関する問合せ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階
横浜市健康福祉局 高齢施設課 施設運営係
電話：671-3923 FAX：641-6408
Email：kf-tokuyou@city.yokohama.jp

1 「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」の趣旨

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成は、ユニット型特別養護老人ホームに入居する予定の方（すでに入居している方も含む）のうち、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外となる方（介護保険負担限度額認定証の交付を受けられない方）で、収入に対して利用料の負担割合が高くなることが見込まれる方に対して、居住費の一部を助成する制度です。

2 助成対象費用

日額：696円（上限）

この助成は、横浜市内のユニット型特別養護老人ホームにおいてユニット型個室（ユニット型個室的多床室を除く。）を利用した場合の居住費が対象です。

助成対象者が助成を受けることができる額は、施設の定める居住費（★）と介護保険負担限度額認定第3段階②のユニット型個室の負担限度額の差額です。

★の額が、国の定めるユニット型個室居住費の基準費用額を上回る場合、助成を受けることができる額は、国の定めるユニット型個室居住費の基準費用額と介護保険負担限度額認定第3段階②のユニット型個室の負担限度額との差額です。

<助成額のパターン>

例① 施設の定める居住費が2,000円の場合（施設の定める居住費<国の基準費用額）
2,000円（施設の定める居住費）－1,370円（第3段階②の負担限度額）＝630円

例② 施設の定める居住費が3,000円の場合（施設の定める居住費>国の基準費用額）
2,066円（国の基準費用額）－1,370円（第3段階②の負担限度額）＝696円

3 助成対象者

横浜市では、横浜市の介護保険被保険者で要介護認定を受けている方のうち、次の全ての要件に該当する方を助成対象者としています。

- (1) 横浜市の介護保険料段階第5段階から第7段階相当（本人が市民税非課税者で同じ世帯に市民税課税者がいる者、または、本人が市民税課税者で本人の保険料算定所得金額が120万円未満）の者。
- (2) 負担限度額認定を受けていない者及び課税層に対する特例減額措置を受けていない者。
- (3) 資産合計額が500万円以下の者（配偶者がいる場合は、夫婦の資産合計額が1,500万円以下）。介護保険料第2号被保険者の場合は、資産合計額が1,000万円以下の者（配偶者がいる場合は、夫婦の資産合計額が2,000万円以下）。
- (4) 助成対象者及び配偶者が、次に定めるもの以外の不動産を所有していないこと。
 - ア 200㎡以下の居住用の土地
 - イ 居住用の家屋
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

4 助成期間

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費の助成期間は、申請日の属する月の初日から申請日の属する年度の翌年度の7月31日（申請日の属する月が4月から7月の間である場合は、当該年度の7月31日）までです。

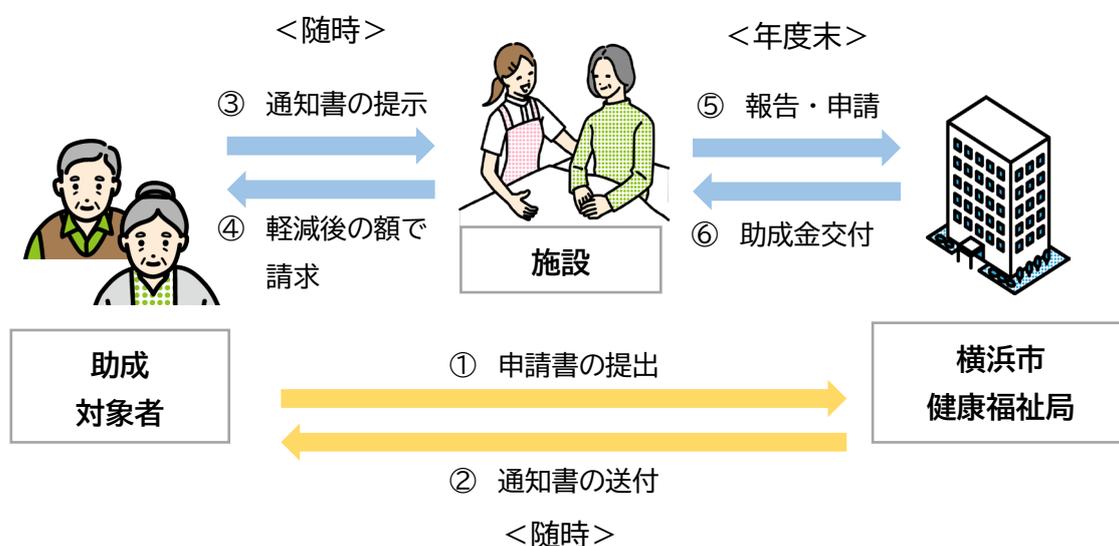
助成期間は最長1年で、毎年7月末には期限が切れてしまいます。助成期間終了後も引き続き助成を受けようとする場合は、更新手続きが必要です。

既に該当の通知書をお持ちの方については、6月中旬頃までに横浜市より年度更新のお知らせを送付します。

5 助成の仕組み

この助成を受けようとする方は、①横浜市健康福祉局高齢施設課へ申請書を提出します。横浜市は申請書をもとに審査を行い、②助成対象か否かの通知書を送付します。審査により助成対象となった場合、助成対象者は③施設へ通知書を提示し、通知書の提示を受けた施設は、④利用者に対して助成額を引いた金額で利用料の請求を行います。

施設は⑤年度終了後に1年間（4月～3月）の実績を集計し、横浜市へ実績報告と助成金の交付申請を行います。横浜市は⑥審査の上、施設に対して助成額を交付します。



① 申請書の提出

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成を受けようとする方は、横浜市のホームページより申請書をダウンロードし、下記必要書類をすべてそろえ、原則郵送で横浜市へ申請書を提出します。

<添付書類>

■提出必須書類

ア ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成申請書（第1号様式）

イ 助成を受けようとする本人及びその配偶者の預貯金、信託及び有価証券等資産が分かる書類（預金通帳の最新の残高のページ等）の写し

■助成を受けようとする方が介護保険第2号被保険者の場合のみ提出

ウ 申請日の属する年の前年中の合計所得金額が分かる書類（預金通帳、事業収入証明関係書類等）の写し

【配偶者の考え方】

- ・配偶者は同じ世帯にいる場合だけでなく、別世帯にいる場合にも申告書への記入及び預貯金等の資産に関する添付書類の提出が必要です。
- ・配偶者からの暴力や、行方不明等により夫婦関係が破綻していると認められる場合は、配偶者の所得勘案を行うことは不適當であると考えられるため、例外として配偶者の資産に関する書類の添付は省略することができます（申請書への配偶者の情報の記入は必要です）。

② 通知書の送付

横浜市は、①の申請を受けた後、申請内容の審査を行い、通知書の送付により助成を受けようとする方へ審査結果をお知らせします。通知書には「承認する」又は「承認しない」のいずれかの結果が記載されています。

③ 通知書の提示

「承認する」と記載された通知書を受け取った助成対象者は、原則入居前に（すでに入居中の方は通知書を受け取ったらすぐに）施設へ通知書を提示します。通知書を提示することで助成を受けることができます。

<通知書例>

第2号様式

健康福祉部 号
令和 年 月 日

横浜市 山中 竹泰

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成対象者通知書

令和 年 月 日に申請のありました、ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成の申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
生年月日	
住 所	
決 定 事 項	
有 効 期 間	から まで
〔決定事項の内容〕	

【注意】

- 1 この通知書により額が決定されるのは、市営のユニット型特別養護老人ホームです。
- 2 入居の際は通知書も提示してください。
- 3 施設型は施設によって異なりますので、通知は施設してください。
- 4 施設の特例申請に該当しなくなった場合は、その申請が完了した日をもって通知書の効力を失います。
- 5 施設の特例申請に該当しなくなったこと及びこの通知書の記載事項に変更があった場合は、この通知書が効力を失い、健康福祉部申請課に届け出てください。
- 6 有配偶者を結んだ場合は、この通知書は使用できません。

【お問い合わせ先】
健康福祉部 施設課 施設給付課
〒210-8592 横浜市西区本町9-9-10
☎ 045-671-2920 / Fax: 045-641-6408
mail: ac@kyoyodof17.yoam.nac.jp

通知書の決定事項の欄に「承認する」と記載されている場合に、助成を受けることができます。

